

# 飯能市囲碁連盟規約

平成29年4月9日  
飯能市囲碁連盟

- 第1条 当連盟の名称は飯能市囲碁連盟という。
- 第2条 当連盟の事務所は会長指定の場所に置く。
- 第3条 当連盟は加盟する同好会、サークルと連絡、連携を密にすると共に、囲碁の普及と会員相互の棋力向上をはかることを目的とし、諸大会の企画・運営を行うものとする。
- 第4条 当連盟の目的に賛同する飯能市内の同好会、サークル及び賛助会員で構成する。
- 第5条 当連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- イ．諸種囲碁大会
  - ロ．飯能名人戦
  - ハ．加盟サークル対抗戦及び団体戦
  - ニ．他団体との交流戦
  - ホ．研究会
  - ヘ．初心者養成活動
  - ト．情報連絡活動
  - チ．その他
- 第6条 当連盟に次の役員を置く。
- イ．会長 1名
  - ロ．副会長 若干名
  - ハ．理事 若干名
  - ニ．監事
- 第7条 会長は当連盟を代表し、連盟運営に関する一切の責任を持つ。副会長は会務を担当すると共に、会長を補佐する。会長に事故あるときは、その職務を代行する。理事は会務を担当し、各同好会、サークルの連絡に当たる。監事は会計を監査する。
- 第8条 第6条の役員の選出は次の通りとする。  
会長、副会長は理事の互選とし、監事は役員会で選出する。理事は加盟する同好会、サークルで選出された者とする。また、他に役員会で認めた者とする。
- 第9条 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。  
補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 連盟に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の意見を聞いて、会長がこれを委嘱する。
- 第11条 当連盟の会議は、総会、役員会及び幹部会とし、会長がこれを召集し、その議長となる。総会は、年1回これを開き、役員、予算、決算、事業、規約の改定、その他重要事項について審議し決定する。
- 第12条 当連盟の経費は加盟する各同好会、サークルの会費、及びその他の収入(寄付金など)などによりまかなう。会費は年額2000円とし、総会時にこれを徴収する。
- 第13条 当連盟の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第14条 当連盟の規約の運用をはかるため、必要な規則は別にこれを定める。
- 第15条 当規約は平成6年4月5日より実施する。

改定履歴	初版	:平成4年4月5日
	改定	:平成6年4月3日
	改定	:平成7年4月9日
	改定	:平成8年4月14日
	改定	:平成16年4月11日
	改定	:平成23年4月10日
	改定	:平成24年4月8日
	改定	:平成29年4月9日